

## 社会福祉施設職員等確保支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生によりサービスの継続が困難になった社会福祉施設に、他の施設等から職員を派遣し、円滑な運営ができるよう応援するために必要な事項について定める。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 感染症発生施設 職員又は入所者が新型コロナウイルス感染症にかかっていると診断された施設をいう。
- (2) 協力団体 県内に設置された社会福祉施設を構成員とする団体であつて、新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、発生施設への応援職員の派遣のための相互協力について、大分県社会福祉協議会に届け出た団体をいう。
- (3) 登録施設 前号の協力団体に所属する施設であつて、協力団体に応援職員の派遣のための相互協力について届け出た施設をいう。
- (4) 協力施設等 前2号の協力団体に所属していない施設又は法人であつて、新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、発生施設への応援職員の派遣のための相互協力について、大分県社会福祉協議会に届け出たものをいう。

### (応援派遣の対象となる施設)

第3条 前条第2号の協力団体に所属する施設及び第4号の協力施設等であつて、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、多数の職員が出勤困難となり、自施設や法人内で業務や人員配置等の見直しを行ってもなお人手不足が発生し、サービスの提供が困難となった施設とする。

### (応援の内容)

第4条 応援職員が行う業務は、ゾーニング（感染区域と非感染区域等の区域分け）が行われていることを条件に、グリーンゾーン（非感染区域）の非感染入所者に対する介護その他の業務とする。

2 応援職員には、原則として夜勤は行わせないこととする。ただし、やむを得ず夜勤を行わせる場合は、予め応援職員本人及び応援職員が所属する施設の了解を得ることとする。

### (応援の要請)

第5条 感染症発生施設等のうち応援を要請する施設（以下「応援要請施設」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、大分県社会福祉協議会施設団体支援部（以下「事務局」という。）に対して、電話等により応援を要請するとともに、応援要請書（第1号様式）に必要書類を添えて提出するものとする。

- (1) 感染症患者等の発生状況
- (2) 応援の内容
- (3) 応援の必要量等
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

### (応援要請施設への調査)

第6条 事務局は、前条の要請があった場合、実地又は電話等により、感染症の発生状況等の調査を行とともに、応援要請施設が所属する協力団体に通知するものとする。なお、実地調査に当たっては、協力団体の協力を求めるものとする。

2 応援要請施設が協力団体に所属していない場合は、当該施設の職種や業務内容を考慮し、必要に応じて協力団体の協力を求めるものとする。

#### (応援施設の調整)

- 第7条 事務局は、前条の調査の結果、応援の必要があると認めた場合、応援要請施設が所属する協力団体に応援職員の派遣調整を依頼する。ただし、応援要請施設が所属する協力団体において応援職員の確保ができなかつた場合は、職種や業務内容を考慮し、他の協力団体及び協力施設等へ応援職員の派遣依頼を行うものとする。
- 2 応援要請施設が協力団体に所属していない場合は、職種や業務内容を考慮し、協力団体及び協力施設等へ応援職員の派遣調整等を依頼するものとする。

#### (応援派遣の協議)

- 第8条 前条の派遣調整依頼を受けた協力団体は、予め届け出た登録施設と応援職員の派遣について協議し、派遣の可否及び派遣可能職員を事務局に通知する。
- 2 前項の協力団体において応援職員の確保ができなかつた場合、前条の依頼を受けた他の協力団体及び協力施設等は、派遣の可否及び派遣可能職員を事務局に通知する。

#### (派遣の決定及び通知)

- 第9条 事務局は、前条の通知を受けたときは、派遣を承諾した施設（以下「派遣元施設」という。）、応援要請施設及び大分県に対し、職員派遣決定通知書（第2号様式）により通知する。なお、応援要請施設の所在地が大分市である場合は、大分市に併せて通知するものとする。

#### (出向契約の締結)

- 第10条 派遣元施設と応援要請施設は、在籍型出向契約書（第3号様式）の例により、契約を締結し、その写しを事務局に提出するものとする。
- 2 事務局は、前項により提出された在籍型出向契約書の写しを大分県に提出する。

#### (経費負担)

- 第11条 職員の応援派遣に要した費用は、派遣元施設の負担とし、そのうち、人件費（時間外手当、危険手当を含む。）を除く経費については、派遣元施設からの請求に基づき事務局が支払う。

#### (損害補償)

- 第12条 応援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
- (1) 応援職員が、応援要請施設への往復途中又は応援活動中において、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、派遣元施設がその損害を補償するものとする。
- (2) 応援職員が、第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援要請施設への往復途中に生じたものを除き、応援要請施設がその損害を補償するものとする。

#### (事務局)

- 第13条 事務局は、前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。
- (1) 応援要請施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 応援に関する連絡・調整に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか必要な事項に関すること

#### (附則)

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。